# 仕 様 書

# 1 委託件名

多摩・島しょ観光交通促進プロジェクト調査業務委託

#### 2 目的

多摩・島しょ地域において、観光の際の移動アクセス手段の更なる充実を図るため、 新たな交通サービスの導入や交通インフラ開発の推進に向け、交通手段等の状況を調 査する。

# 3 契約期間

契約締結の翌日から2019年(平成31年)10月31日まで

# 4 履行場所

公益財団法人東京観光財団(以下「TCVB」という。)の指定する場所

#### 5 定義

本仕様書で使用する「多摩地域」とは、23区を除く多摩地域全域をいい、「島しよ地域」とは、大島、利島、新島、式根島、神津島、三宅島、御蔵島、八丈島、青ヶ島及び小笠原諸島(父島及び母島)をいう。

また「二次交通」とは電車・船舶・飛行機等多摩・島しょ地域へたどり着くための交通手段を一次交通とし、それ以外の交通手段をいう。

## 6 委託業務内容

(1)業務内容

受託者は以下の①から④までの調査・分析・提案を行うこと。

①多摩・島しょ地域における交通用具等整備状況調査

多摩・島しょ地域における現在の交通環境について次のアからオを調査し、 各地域においてどのような交通手段が存在しているかを把握し、調査結果を 作成すること。

- ア 公共交通網 (駅の配置・バス路線等) の有無
- イ タクシーの有無とその台数
- ウ レンタカーの有無とその台数
- エ レンタサイクルの有無とその台数
- オ その他上記に記載の無い交通手段及びその台数

# ②多摩・島しょ地域の交通用具利用状況の調査

多摩・島しょ地域において、どのような交通手段が利用されているか、また利 用者の属性を調査すること。

# ③多摩地域における観光地への移動状況等の分析

上記①及び②の調査結果を踏まえ、多摩地域での観光地への訪問状況やその移動 特性について分析すること。

# ④多摩地域を観光するにあたり有効な二次交通手段等の提案

上記①から③を踏まえ、次のアからイについて提案すること。

ア 有効とされる二次交通手段と導入地域

地域へのヒアリングを行った上で、多摩地域のエリア毎に1件以上提案すること。

# イ 二次交通手段の運用体制

上記アで提案された二次交通手段の運用体制について、その地域の取組状況等を踏まえた上で提案すること。運用体制が複数考えられる場合は、複数の提案も可とする。

なお、運用体制とは、実施主体として考え得る団体や連携が必要と考えられる団体等を指す。

#### (2) 業務を実施するにあたっての留意事項

#### ①エリア区分

**多摩地域の対象エリアは5エリアに分けて報告を行うこと。** 

- ・南 多 摩:八王子市、町田市、日野市、多摩市、稲城市
- ・西 多 摩:青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町
- ・北多摩西部: 立川市、昭島市、国分寺市、国立市、東大和市、武蔵村山市
- · 北多摩東部: 武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、小金井市、狛江市
- · 北多摩北部: 小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市、西東京市

#### ②分析対象データ

調査・分析にあたり、次に挙げるような人流データや SNS 投稿データなど、複数のビックデータを取得・分析する際は受託者で選定の上、その取得にかかる一切の費用は受託者の負担とする。なお、各データの分析対象期間は原則1年間とすること。

#### <取得データ例>

データの種類	概要
人流データ	携帯電話基地局データ、GPS データ、地図データ等
SNS 投稿データ	旅行者が SNS 等へ投稿した口コミデータ等
その他データ	上記の他、分析に有効と考えられるデータ

#### 7 報告書類等の提出

受託者は、本事業における中間報告 (7月末まで)を提示すると共に、全ての工程 終了後に、全体をまとめた報告書を自治体等配布用と TCVB 保管用とに分けて作成し、

## 提出すること

#### (1)中間報告書 10部

- ①上記6 (1) ①から③までの業務内容を終えた時点で、中間報告として2019 年(平成31年)7月31日までに作成し、提出すること。
- ②目次、体裁等は TCVB と協議の上決定すること。

③エクセル、パワーポイント等を使用する場合には別紙として添付すること。

規格 大きさ: A 4 色 : 4色カラー刷り 使用材料: (表紙) 再生上質紙 A判 70.5kg (総合評価値 80以上) (本文) 再生上質紙 A判 44.5kg (総合評価値 80以上) 仕立 : 簡易製本 その他: 頁番号あり その他 校正: 2回以上 Rマーク: 原則として、再生紙使用マーク (Rマーク) を用いて、古紙パルプ配合率等を表示すること。

(2) 調査報告書 70部(自治体等配布用:60部、TVCVB保管用:10部)

受託者は6の各業務完了後、速やかに当該事業実施について報告書を自治体等配布用とTCVB保管用とに分けて作成し、提出すること。記載内容についてはTCVBと協議のうえ作成すること。なお、以下の項目は必ず記載すること。

下記5については、自治体等配布用には記載せず、TCVB 保管用にのみ記載することとし、それ以外の内容については基本的に同内容とする。

1 事業概要

概要(件名・事業期間・事業対象地域・受託事業者・事業目的等)、事業内容(基本的に委託業務内容の項目と一致)、事業スケジュール等

- 2 多摩・島しょ地域における交通用具等整備状況調査
- 3 多摩・島しょ地域の交通用具利用状況の調査
- 4 多摩地域における観光地への移動状況等の分析
- 5 多摩地域を観光するにあたり有効な二次交通手段等の提案 (TCVB 保管用にのみ 記載)

規格	大きさ:A 4
	色 : 4色カラー刷り
	使用材料:(表紙)再生上質紙 A判 70.5kg(総合評価値 80以上)
	(本文) 再生上質紙 A判 44.5kg (総合評価値 80以上)
	仕立 : くるみ表紙、無線とじ
	その他: 奥付あり。原則として、背文字あり、頁番号あり
その他	校正:2回以上
	Rマーク:原則として、再生紙使用マーク(Rマーク)を用いて、古紙パ
	ルプ配合率等を表示すること。

- (3) WEB サイト「TAMASHIMA. tokyo」への掲載原稿データ 一式
  - ①上記6 (1) ①において調査した交通用具等の整備状況を分かりやすくまとめ、WEB サイト掲載用の原稿を作成すること。なお、本原稿は、TCVB が実施する別事業「多摩・島しょ魅力発信事業」と連携し、WEB サイト「TAMASHIMA. tokyo」 (https://tamashima.tokyo/) での情報提供を想定している。
  - ②原稿は DVD-R などにより、電子データで納品すること。
  - ③WEBサイトに使用するイラスト類などのパーツは、JPG、GIF等の形式で保存したもの及びイラストレーター形式で保存したものを、それぞれパーツ毎に、電子データで納品すること。
  - ④作成に際しては以下の事項に留意し、TCVBと協議の上、行うこと。
    - ア WEBページ自体は「多摩・島しょ魅力発信事業」の予算にて作成予定だが、掲載する原稿、画像等(以下、「コンテンツ」という。)は、本事業の受託者が作成・提供すること。
    - イ コンテンツは WEB 閲覧者を多摩・島しょ地域への旅行者をターゲットとし、 多摩・島しょ地域全域において交通手段がアイコンで表示されるといったマップ掲載等が望ましい。
    - ウ 掲載する交通手段については、詳細(実施事業者・連絡先・住所等)が分かるように記事を作成し、実施事業者が WEB サイトを持っている場合はリンクを 貼るといった対応も可能とする。

## 8 納入場所

TCVB の指定する場所

#### 9 第三者代行の禁止

本委託業務は、原則として第三者に代行させてはならない。ただし、事前に文書により TCVBと協議し、承認を得た事項については、第三者に委託して行うことができる。

#### 10 作成物に関する権利の帰属

- (1) 本件委託においては、著作権の取扱いに十分注意すること。
- (2) 本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権は、すべて TCVB に帰属する。
- (3) 本件委託により得られる著作物の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は本作品の制作に関与した者について著作権を主張させず、著作者人格権についても行使させないことを約するものとする。ただし、TCVBが本件制作物を再編集などの改変を加えて利用する場合、TCVBは事前に受託者に通告し、承認を得るものとする。
- (4) 本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利 を有するものを使用する場合には、使用の際、あらかじめ TCVB に通知するとと もに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権

料等の負担と責任は、すべて受託者が負うこと。

- (5) 上記(1) から(4) の規定は、7により第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任を負うこと。
- (6) その他、著作権等で疑義が生じた場合は別途協議のうえ、決定するものとする。

#### 11 委託事項の遵守・守秘義務

- (1) 受託者は、本契約業務の実施に当たって、関係法令、条例及び規則等を十分に 遵守すること。
- (2) 受託者は、本契約の履行により知り得た業務委託の内容を第三者に漏らしてはならない。

#### 12 個人情報の保護

- (1) 受託者は、本契約の履行にあたり、TCVB の保有する個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報に関する特記事項」を遵守すること。
- (2)受託者は、本契約の履行に関連する受託者独自の個人情報の取扱いについては、 前記「個人情報に関する特記事項」の規定に準じて、個人情報の漏えい、滅失 及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなけ ればならない。

#### 13 支払い方法

受託者への支払は、成果品納入後、委託完了届による TCVB 担当者の検査終了後、受託者からの適法な支払請求書に基づいて委託料を一括で支払うものとする。

#### 14 環境により良い自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- 1 ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- 2 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること

なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

#### 15 その他

- (1) 受託者は、業務の詳細について、TCVB の担当者及び関係者と十分な打ち合わせを行い、業務の目的を達成すること。
- (2) 財団は必要に応じて本契約に係る情報(受託者名・契約種別・契約件名および

契約金額等)を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。

(3) 本仕様書に記載のない事項及び疑義がある場合は、TCVBと事前に協議すること

連絡先:公益財団法人東京観光財団 地域振興部事業課

宇都宮、深田、荒井

電 話: 03-5579-2682